

1 行政監査とは

監査委員による監査の一つとして、年1回以上行う財務監査とは別に、地方公共団体の事務執行について、その重要性、将来性及び適時性等を考慮して特定のテーマを選定し、その事務が適正かつ合理的、効率的に執行されているかどうかを主眼として実施する監査

2 監査テーマ及び目的

- ① 監査テーマ：県有施設の安全・安心について～施設管理の在り方～
- ② 目的：県有施設の保安全管理の適切性や利用者の安全確保対策の取組状況について監査し、保安全管理の向上に資する。

3 監査対象施設及び対象機関

- ① 監査対象施設：85施設(不特定多数の県民が利用する施設の中から選定)
- ② 監査対象機関：90機関(施設を直接管理する地方機関、本庁所管課等)

4 監査の着眼点

- ① 施設の保安全管理(大規模改修等を除く)が計画的に実施されているか。
- ② 保安全管理の改善・向上の取組が行われているか。
- ③ 施設の耐震化等利用者の安全対策が図られているか。
- ④ 施設管理者と本庁所管課との連携が図られているか。
- ⑤ 指定管理施設におけるリスク分担等の管理責任は明確であるか。

5 行政監査の結果(改善事項及び検討事項)

【改善事項：8項目、検討事項：5項目】

○主な改善事項

- ① 県立学校における毎学期1回以上の定期点検の実施
- ② 物品の転落・落下・移動防止対策の取組
- ③ 指定管理施設における実地調査の実施(年2回以上)
- ④ 指定管理施設における施設所管課の直接対応窓口の周知の取組

「改善事項」と「検討事項」

① 「改善事項」

違法と認められる事項、当該事務の執行基準に照らして適正を欠くと認められる事項、その他不当として認められる事項について改善措置を講ずることを求めるもの。

② 「検討事項」

法令等の解釈・運用に疑義が認められる事項、事務処理等に統一性を欠く事項、陳腐化しているなど事務の執行基準の妥当性に疑義が認められる事項、経済性、有効性又は効率性の観点から検討を要すると認められる事項について改善措置の要否及びその内容の検討を求めるもの。

○主な検討事項

- ① 日常点検マニュアル等の作成
- ② チェックリストを使用した日常点検の実施
- ③ 安全点検に関する職員研修及び指導・相談体制の整備
- ④ 県立学校の安全管理の実施